

建設関連業務委託発注事務取扱要領

富士市建設関連業務委託発注事務取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び監理等について、その目的及び内容に最も適した受託者を公正かつ的確な手続きで選定し入札契約することにより、業務の円滑で適正な執行を確保することを目的とする。

(業務)

第 2 条 この要領において建設工事に係る測量、調査、設計及び監理等（以下「建設関連業務」という。）とは、次に掲げる委託業務をいう。

(1) 測量

土木建築に関する工事の測量（測量法第 3 条の測量をいう。）

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

建築に関する工事の設計若しくは監理並びに建築に関する工事の調査、企画、立案若しくは助言

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

土木に関する工事の設計若しくは監理並びに土木に関する調査、企画、立案若しくは助言

(4) 地質調査業務

地質又は土質について調査、計測、解析、判定することにより、土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務

(5) 補償関係コンサルタント業務

公共事業に必要な土地の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務

(6) その他

土木建築に関する工事の調査、企画、立案、若しくは助言（前記各号に掲げるものを除く。）

(発注方法)

第 3 条 建設関連業務の発注方法は、次の各号のうちから選択するものとする。

(1) 一般競争入札方式

参加希望者の募集を行い、参加資格に合致する者より受託者を決定する方式

(2) 指名競争入札方式

複数の入札参加者により受託者を決定する方式

(3) 随意契約方式

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に基づく随意契約を行う方式

(4) その他必要な入札方式について市長が認めた方式

2 前項の発注方式は、設計金額、業務内容等に応じて入札の方法を選択するものとする。

(選定手続)

第 4 条 建設関連業務の入札参加者の選定、資格要件（設計金額等が 100 万円以下は除く）は、富士市建設工事等入札参加者指名委員会の審査を経なければならない。

(指名競争入札の選定基準)

第 5 条 入札参加者の選定は、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、競争性及び透明性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。

2 入札参加者は、委託業務の内容に応じて、該当する業種の資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうちから選定するものとする。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を結ぶ場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- 3 指名競争においては、次の順位により指名するものとする。
 - (1) 本市内にある本社、本店等主たる事務所（以下「本社等」という。）で入札参加登録している者（市内業者）
 - (2) 市外に本社を有し、本市内にある営業所、支店等（以下「営業所等」という。）で入札参加登録している者として別表 1 の要件満たす者（準市内業者）
 - (3) 第 1 号から第 2 号に掲げる者を除き、県内の本店等若しくは営業所等で入札参加登録している者（県内業者）
 - (4) 第 1 号から第 3 号に掲げる者を除き、県外の本店等若しくは営業所等で入札参加登録している者（県外業者）
- 4 前 3 項に定めるもののほか、入札参加者の選考は、発注しようとする業務の将来予想される全体の業務量や業務内容及び発注業務の予定金額等を踏まえ、次に掲げる事項を総合的に勘案して行なわなければならない。
 - (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態

指名しようとする業者の不誠実な行為及び信用状態については、次のことを基本とする。

 - ア. 富士市工事請負契約に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止期間中であること。
 - イ. 法令違反により当該法令の規定による処分を受け、当該処分に基づく措置期間であること又は当該法令違反の状態が是正されていないことから受託者として不適当であると認められること。
 - ウ. 暴力団が実質的に運営を支配し、又は経営に介入するおそれがあることから受託者として不適当であると認められること。
 - (2) 経営状況

破産法（平成 16 年法律第 147 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生法手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て等がなされた場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は、勘案すること。
 - (3) 安全管理及び労働福祉の状況

市発注業務について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合又は賃金不払に関する労働基準局からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であるか否かを勘案すること。
 - (4) 当該業務遂行についての技術的適性

発注しようとする業務が特殊な業務で特殊な技術能力及び機械を必要とする場合、これらの保有状況などについて調査し、業務遂行能力を有することが認められること。
 - (5) 技術者の状況

当該業務を履行するに足る技術職員が確保できると認められること。
 - (6) 過去の受注実績の成果に対する評価

業務成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
 - (7) 当該業務遂行についての経験

資格審査の申請をする年の 1 月 1 日の直前の 2 営業年度の間に発注しようとする業務と同種かつ同等規模以上の受注実績があること。ただし、特殊な業務内容等においては、この限りではない。

(8) 手持業務の状況

業務の手持ち状況から見て当該業務を実施する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

(9) 関連業務の実施状況

当該業務に継続する従前の業務（概略調査・設計や予備調査・設計など）を行なっている、又は関連する他の業務（道路事業と河川事業が輻輳する場合や国・県の事業等と密接に関連する場合など）を実施している場合については、配慮すること。

(10) 地理的条件

本店、支店、又は営業所の所在地及び従来からの受注実績等から、その地域の特性に精通し、発注しようとする業務の遂行能力を有すると認められる者については、配慮すること。

5 入札前において、入札参加資格を有する者に前項各号に掲げる事項に関し不適正な事実が生じた場合には、当該有資格者の入札参加資格を取り消すものとする。

6 指名競争入札方式により発注する場合、選定する指名業者の数は、建設工事及び建設関連業務委託請負契約競争入札参加者選定要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に定めるとおりとする。

（見積り期間）

第 6 条 建設関連業務の見積期間は、富士市建設工事執行規則第 6 条に準ずる。

（最低制限価格）

第 7 条 建設関連業務の入札等の最低制限価格は、富士市建設関連業務委託における最低制限価格取扱要領（平成 24 年 4 月 1 日施行）に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第 8 条 建設関連業務の契約保証金は、富士市契約規則第 27 条に準ずる。

（前払金）

第 9 条 建設関連業務の前払金は、富士市建設工事執行規則第 41 条に準ずる。ただし、前払金の額は、業務委託料の 10 分の 3 以内とする。

（部分払）

第 10 条 建設関連業務の部分払は、富士市建設工事執行規則第 44 条に準ずる。

（入札等取扱い）

第 11 条 建設関連業務の入札契約等は、本取扱要領に定めることのほかは、契約規則、富士市建設関連業務委託契約約款、その他の関係規程を遵守するとともに、建設工事の例に準じて実施するものとする。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

市外に本社等を有し、本市内に営業所、支店等を有する者の要件
(1) 営業所等が常時業務活動を行っており、契約の見積り、入札、契約締結等、市との契約の締結を完結できること。 (2) 営業所等が事務所としての形態を整えていること。 ア 事務所の所在を明らかにした看板、表札等が表示されていること。 イ 独立した事務所としての形態を整えていること。専用事務所以外の建物（併用住宅、テナントビル等）の場合は、自社事務所部分と他の部分とが明確に区分され、自社事務所部分に専用の出入口を有していること。 ウ 専用の事務用什器（机、椅子等）及び事務用機器（パソコン、電話・ファクシミリ等の通信機器、複写機等）が備えられていること。 (3) 営業所等に業務活動を行い得る人的配置がなされていること。配置職員が市外の本社等又は営業所等と兼務となっている場合及び配置職員の不在が頻繁である場合は認めない。 ア 責任者が常駐していること。 イ 常駐職員が2人以上配置され、そのうち1人は、申請業種のいずれかに該当する技術者であること。 (4) 常時連絡が取れる体制となっていること。